

はら目ディカル通信

医療費の支払い（自己負担額）を抑えるために

★限度額認定証をご利用下さい★

手術などでひと月分の医療費が高額になった場合、限度額認定証を提示することで、**病院・薬局窓口などでの支払が軽減できます**。
自己負担限度額は、患者さんの年齢と世帯の所得により異なります。

☆ご自身がどの所得区分かは、加入している保険者にご確認ください。

70 歳未満

◆手続き◆ 事前に加入している保険者に申請します

(平成 27 年 1 月～)

所得区分	自己負担限度額
ア	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%
イ	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%
ウ	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%
エ	57,600 円
オ (住民税非課税者)	35,400 円

70 歳以上

◆手続き◆ 「高齢受給者証」又は「後期高齢者医療被保険者証」で確認できるため、**手続き不要**です。※ **住民税非課税世帯**の方は**申請が必要**です。

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院(世帯ごと)
現役並所得者	57,600 円	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1% (多数回 44,400 円)
一般	14,000 円 (年間上限) 14 万 4,000 円	57,600 円 (多数回 44,400 円)
住民税非課税者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
住民税非課税者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

◆提示がない場合◆

病院窓口では、一部負担金（3割、2割、または1割）をお支払い頂きますが、加入している保険者に高額療養費として申請すれば、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻しされます。（※自己負担額は同じです。）

申請には病院の領収書が必要になりますので、失くさずに保管してください。

今月の担当：事務 山下 雅子